

指定介護老人福祉施設(特養)利用料<保険利用>のご案内

(1)介護費 ※利用者の要介護度により1日あたりの介護費は異なります。

★介護保険給付対象サービスです。(介護保険1割負担額)

該当項目		1日あたり(円)	該当欄	備考
利用者介護の介護度	要介護1	573		
	要介護2	641		
	要介護3	712		
	要介護4	780		
	要介護5	847		
日常生活継続支援加算		36	○	要介護度等の高い利用者の割合が多く、介護福祉士を一定割合以上配置
サービス提供体制強化加算Ⅰイ		18		(Ⅰ)イ介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上 (Ⅱ)看護・介護職員総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上 (Ⅲ)職員総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上 ※日常生活継続支援加算との重複不可。
サービス提供体制強化加算Ⅱロ		12		
サービス提供体制強化加算Ⅲ		6		
夜勤職員配置加算		13	○	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を一人以上を上回る
看護体制加算Ⅰ		4		常勤の看護師を配置
看護体制加算Ⅱ		8	○	看護職員を、最低配置基準を1名以上上回って配置
褥瘡マネジメント加算		1ヶ月当たり10		評価の結果褥瘡の発生に係るリスクがあるとされた入所者に対し計画支援行う
個別機能訓練加算		12	○	機能訓練指導員を配置し、個別に機能訓練計画を作成・実施
排せつ支援加算(Ⅰ)		1ヶ月当たり10		排泄に介護を要する入所者に対し多職種が共同して支援計画を作成し計画に基づいて支援行う
排せつ支援加算(Ⅱ)		1ヶ月当たり15		
排せつ支援加算(Ⅲ)		1ヶ月当たり20		
自立支援促進加算		1ヶ月当たり300		医師等と連携し入所者の自立を促す取組を推進した場合
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)		1ヶ月当たり40		様々なケアにより記録している入所者の状態像に関する情報について厚生労働省が指定するデータベースに情報提供をし得られるフィードバックをもとにPCDAによりケアの質を高めていく取組を行った場合
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)		1ヶ月当たり50		
生活機能向上連携加算		1ヶ月当たり200		外部のリハビリテーション専門職等と連携し共同で計画、機能訓練を実施する場合
精神科医療養指導加算		5		精神科を担当する医師による療養指導を月2回以上実施
常勤医師配置加算		25		常勤の医師の配置
栄養ケアマネジメント強化加算		14		個別に栄養ケア・マネジメントを実施
再入所時栄養連携加算		200/回		入所者が医療機関に入院し入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合
療養食加算		6		療養食の提供
口腔衛生管理加算(Ⅰ)		1ヶ月当り90		歯科医師、又は歯科衛生士と連携して、計画的な口腔ケアを実施
口腔衛生管理加算(Ⅱ)		1ヶ月当り110		歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月4回以上実施
経口移行加算		28		経口摂取に移行するための栄養管理の実施
経口維持加算Ⅰ		1ヶ月当たり400		著しい摂食障害がある方の経口摂取を維持するための栄養管理の実施
経口維持加算Ⅱ		1ヶ月当たり100		摂食障害がある方の経口摂取を維持するための栄養管理の実施
看取り介護加算(Ⅰ)		72	※○	看取り介護の体制が出来ていて、看取り介護を行った場合(死亡日31日以上～45日以下)
看取り介護加算(Ⅰ)		144	※○	" (死亡日以前4日以上、30日以下)
看取り介護加算(Ⅰ)		680	※○	" (死亡日前日、前々日)
看取り介護加算(Ⅰ)		1280	※○	" (死亡日)
退所前後訪問相談援助加算		460		入所者が退所後生活する居宅を訪問し、退所後の居宅サービス等の相談援助を行う(入所中1回又は2回、退所後1回を限度)
退所時相談援助加算		400		退所時に、入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供する。
退所前連携加算		500		居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行う
在宅復帰支援機能加算		10		在宅へ退所するにあたり、必要な相談援助にあたる等の援助を行う
在宅・入所相互利用加算		40		在宅生活の継続のため、在宅の介護支援専門員等と連携し支援する
外泊時費用		246	※○	病院等へ入院した場合及び居宅などへ外泊を認めた場合(月6回限度)
外泊時在宅サービス利用費		560	※○	入所者に対して居宅における外泊を認め施設より提供される在宅サービスを利用した場合(月6日を限度)
初期加算		30	※○	初期加算(入所日から30日以内の期間。30日以上入院後の再入所も同様)
若年性認知症入所者受入加算		120		若年性認知症利用者の宿泊による受入
認知症専門ケア加算Ⅰ		3	※○	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入所者を対象とし、認知症介護実践リーダー研修受講者を一定割合配置
認知症専門ケア加算Ⅱ		4	※○	認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たし、認知症介護指導者研修終了者を配置
安全対策体制加算(初日のみ)		20	※○	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること
身体拘束廃止未実施減算		10%/日減算		
栄養マネジメント未実施減算		5単位/日減算		
安全管理体制未実施減算		14単位/日減算		
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		8.30%	○	介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てることを目的に、職場環境の改善や職員のキャリアアップに資する取り組みを行っています
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		6.00%		
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		3.30%		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		2.70%	○	

※=ご利用者の状況により算定されます。

(2)食費 ※利用者の世帯の状況により、食費・居住費は異なります。  
入所後、負担限度額申請を市役所に提出することができます。

利用者負担 第1段階	300	(居住費と食費の自己負担について) ○食費と居住費は各段階に応じて左記の料金(日額費用)を負担していただきます
利用者負担 第2段階	390	
利用者負担 第3段階①	650	
利用者負担 第3段階②	1,360	
上記以外の方	1,445	

(3)居住費

利用者負担 第1段階	0	○入院・外泊時においてお部屋を確保している場合、居住費は徴収させていただきます。ただし減免対象者(第1～第3段階)の方は福祉施設外泊時費用算定時は通常の負担限度額を、それ以外の期間は370円の負担となります。
利用者負担 第2段階	370	
利用者負担 第3段階①	370	
利用者負担 第3段階②	370	
上記以外の方	880	

(4)ご利用者等の選定に係るサービス

特別な食事(行事食1回あたり)	350	○	食を楽しむことを目的とした行事食(お誕生会会食等)を実施(通常の食事に上乗せ)。月に3回程度。
個別持込電気製品電気代(1品1日)	50		利用者が個別に持ち込まれ使用される電気製品1品1日につき(TV、電気毛布等)
設備リネン等使用料(1日)	300		利用者の状態により家族等が付き添われる際の設備の提供やリネン等の貸出
複写物の交付(1枚)	20		サービス提供記録の複写物の交付
その他(インフルエンザ及びその他の予防接種等、個人で使用するその他の実費相当額等)			

(注)上記金額については、利用前に確認させていただいております。

※ご利用者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、下記の通りとなります。

1. 福祉施設外泊時費用	2,460円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,214円
3. 利用者自己負担額(1-2)	246円
4. 居住費	1～3段階:370円      4段階:880円
※入院・外泊時においてお部屋を確保している場合、居住費は徴収させていただきます。ただし負担限度額認定者(第1～3段階)の方は、福祉施設外泊時費用算定時は通常の負担限度額を、それ以外の期間は上記金額の負担となります。	
5. 利用者負担額合計(3+4)	1～3段階:616円      4段階:1,126円

○看取りに関する指針

当施設では看護職員が夜間等、看護職員の不在時でも連絡体制を定めて、必要に応じ緊急の呼び出しに応じて出勤対応する体制をとっております。また、別紙の通り「看取りに関する指針」を定め、利用者が重篤な状態となり、「看取り」の介護が必要になった際には、医師から状態をお知らせし、指針の内容に基づいてご本人、ご家族の希望により施設内で終末期を過ごすことが可能です。

○上記により“あなた様の利用料”(1日につき、1ヶ月につき)

介護保険割負担額	食費	居住費	介護職員処遇改善加算	特定介護職員処遇改善加算	ご利用者の選定に係る費用	1ヶ月(30日で計算)の自己負担合計金額
1日 円	1日 円	1日 円			1回 350 円	
× 30日間 =	× 30日間 =	× 30日間 =			× 3日間 =	
円	円	円	円	円	1,050 円	円